

被 扶 養 者 認 定 提 出 書 類 一 覧 表

◎印：必ず提出

○印：該当する人のみ提出

※各証明書は発行から３ヵ月以内のもの

			提出書類	書類の入手先	同居でなくてもよい人								同居が条件の人			備考	
					配偶者	子			父	祖母	孫・弟妹		兄姉	義父	その他		
						18歳以上	18歳未満	出生			18歳以上	18歳未満			18歳以上		18歳未満
必ず提出する書類			被扶養者異動届（認定申請用）	当健保ホームページから印刷または事業所担当窓口	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	☆夫婦が共に被保険者で子を被扶養者とする場合、夫婦それぞれの収入証明書（『源泉徴収票（写）等』）を添付（原則収入の多い方の被扶養者とする）	
			扶養認定対象者現況届		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			源泉徴収票（写） ☆備考欄参照	勤務先	／	○	○	○	／	／	／	／	／	／	／		／
			『健康保険資格喪失証明書』または『国民健康保険証（写）』	前加入健保	◎	◎	◎	／	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			世帯全員分の住民票（続柄記載のもの） ▼	市区町村	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	内縁関係の場合、別居は認定不可、続柄「同居人」は認定不可
			戸籍謄（抄）本 ★備考欄参照	市区町村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	★住民票で続柄が判断できない場合に提出。 養子・養父母の場合、「養子縁組届」でも可。
			婚姻受理証明書（写）	市区町村	○												婚姻による申請の場合のみ提出。
※公的書類には「マイナンバー（個人番号）は記載なし」を指定して交付 <																	

※原則として次のような場合は被扶養者に認定できません。

- ・年間収入が130万円以上ある方（注：60歳以上の場合または障害者は180万円以上）
- ・被保険者の年間収入の1/2以上の収入がある方（注：年金（老齢・障害・遺族等）等も収入となります）
- ・失業給付金・傷病手当金・労災給付金等を受給中の方

※提出書類だけでは認定できない場合には、別途追加書類の提出を求めることがあります。

※関係書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。

▼海外居住者は、住民票は必須ではありません。但し、海外での出生に伴う申請には「出生証明書」を添付してください。

◆該当する書類を事業所経由で提出（「被扶養者異動届（認定申請用）」、「現況届」に添付）

◆認定日について、施行規則は事実の発生日から5日以内の届出が原則ですが、当組合では下記の扱いをしております。

◇事実発生日から14日以内の受付（事業所着） ⇒ 事実発生日まで遡ります

◇出生の場合 ⇒ 出生日まで遡ります